

入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、入札説明書、契約書(案)、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札してください。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別様とすること。
- 5 入札金額は、入札物件毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は、「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書の提示を求められた場合は提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 紙による入札において、本人以外の代理人が入札するときは、入札前にあらかじめ委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の署名又は記名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 紙による入札において、入札金額、入札者名(代理人を含む。以下同じ。)の確認ができないもの。
 - ウ 紙による入札において、入札書に入札者の署名又は記名のないもの。
 - エ 紙による入札において、入札物件番号を付した場合にあつては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 入札書等の記載事項を訂正したもの。

カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに指定された場所に到達しなかったとき。

キ 入札保証金(その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。)が定められた日時までに納付がないとき又は納付金額に不足があるとき(ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く)。

ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

ケ その他入札条件に違反した入札書

- 11 一旦提出した入札書は、その理由の如何にかかわらず引換、変更又は取消しをすることができません。
- 12 開札前に入札者から錯誤を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申出は開札後とし、開札前に申出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
- 13 開札は電子入札システムで行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 15 予定価格が1千万円を超える業務請負契約に係る入札については、予決令第85条の基準に基づき次によることとします。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える業務請負契約に係る入札において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある著しく不適當であると認められるときは、落札の決定を保留することがあります。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合があります。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することはできません。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知します。
- 16 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、電子調達システムで当該者が当該入札に立ち会うことができない場合、又はくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は、当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の

100 分の 110 に相当する金額)の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収します。

- 19 入札者が連合し又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。
- 20 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 21 この他不明な点は、入札前に問い合わせること。